

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会

火工品検討WGについて

平成 25 年 12 月 5 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 火工品検討ワーキンググループの設置

平成 24 年 9 月 19 日の組織改編に伴い、産業構造審議会に産業保安について審議する「保安分科会」が設けられ、また、平成 24 年 11 月 6 日に開催された第 1 回保安分科会において、火薬小委員会が当該分科会の下部組織として設置された。

火工品検討WGは、平成 24 年 11 月 21 日に開催された第 1 回火薬小委員会において、産業構造審議会運営規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、火薬小委員会の下部組織として設置された（参考 2-1、2-2 参照）。

2. 所掌事務

火薬類取締法では、火薬類を明示的に定義し、その取扱いについては許可制とし、厳格な管理を行っている。一方で、災害の防止及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれが無いと認められる火工品については「適用除外火工品」として指定し市場の活性化等を図っている。

本WGでは、適用除外火工品への新規指定提案に関して、科学的知見に基づいた合理的な判断によりその安全性の評価等を行う。

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会について

平成24年11月21日
産業構造審議会
保安分科会火薬小委員会

1. 火薬小委員会の設置

平成24年9月19日の組織改編に伴い、産業構造審議会に産業保安について審議する「保安分科会」が設けられた。

また、火薬小委員会は、産業構造審議会運営規程第13条第1項の規定に基づき、平成24年11月6日に開催された第1回保安分科会において、当該分科会の下部組織として設置された。

2. 所掌事務

火薬類取締法の目的は「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」であり、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いについて厳しく規制している。そのような中、火薬類が取り扱われる環境の変化等から、それらを踏まえた今後の火薬類に係る保安の在り方を検討する必要がある。

このため、第1回保安分科会において、火薬小委員会では、火薬類の取扱いにおける技術等の基準や、関係法令における火薬類の保安に関する重要事項を調査審議することとされた。

3. 委員長の指名

産業構造審議会運営規程第13条第3項の規定に基づき、保安分科会長により、火薬小委員会委員長として、小川輝繁委員（国立大学法人横浜国立大学名誉教授）が指名された。

産業構造審議会保安分科会

火薬小委員会関係WGの設置について

平成24年11月21日
産業構造審議会
保安分科会火薬小委員会

火薬小委員会は産業構造審議会運営規程第15条第1項の規定に基づき、火薬類の特定の事項を調査させるため、以下のとおりワーキンググループを設置する。

1. 産業火薬保安WG

産業火薬は、土木や建築等人々の住環境整備や人命の保護等に対し有効に使用されている。一方で、その使用や廃棄方法等については、技術の進歩や使用環境の変化等が著しく、またその性質から、使用方法等によっては重大な事故に繋がるリスクを有するものである。

本WGでは、これら産業火薬の製造、消費等に係る技術基準や保安に関するあり方について検討を行う。

2. 煙火保安WG

打揚煙火や玩具煙火などの煙火は一般消費者との接点が多い分、その消費方法によっては一般消費者が事故に遭遇するリスクの高い火薬類でもある。

本WGでは、これら煙火の製造、消費等に係る技術基準や保安に関するあり方について検討を行う。

3. 火工品検討WG

火薬類取締法では、火薬類を明示的に定義し、その取扱いについては許可制とし、厳格な管理を行っている。一方で、災害の防止及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれが無いと認められる火工品については「適用除外火工品」として指定し市場の活性化等を図っている。

本WGでは、適用除外火工品への新規指定提案に関して、科学的知見に基づいた合理的な判断によりその安全性の評価等を行う。

4. 特則検討WG

火薬類の製造や保管方法については、火薬類取締法及び関係法令においてその技術基準が定められているが、特定の場合において、事故等の危険のおそれがないものとして認められた場合に限り、それぞれの程度に応じた基準を認めている。

本WGでは、それら特則承認を行うにあたり、科学的知見に基づいた合理的

な判断により安全性の評価等を行う。

火薬小委員会と各WGで調査審議する事項を以下のとおり整理する。

	調査審議事項	具体的な調査審議事項 (主なもの)	小委員会 調査審議 事項
火薬小委員会	・火薬類に係る保安の在り方など火薬類の保安に関する重要事項(WGの調査審議事項のうち重要事項を含む。) ・各WGの調査審議に属さない事項	・火薬類の自然災害対策について(フォローアップ含む)	
	産業火薬保安WG	・産業火薬の製造、消費等に係る技術基準等(省令)について ・産業火薬の製造、消費等に係る技術基準等(省令以外)について ・産業火薬の事故対策について(省令改正を伴うもの) ・産業火薬の事故対策について(それ以外のもの)	○ — ○ —
	煙火保安WG	・煙火の製造、消費等に係る技術基準 ・煙火に係る保安の在り方	○ — ○ —
	火工品検討WG	・適用除外火工品の安全性評価等に関する事項	— —
	特則検討WG	・特則承認の安全性評価等に関する事項	— —

* 小委員会調査審議事項の「○」「—」は、次のとおり。

○：火薬小委員会とWGで調査審議する事項

—：WGで調査審議し、火薬小委員会に報告する事項